

相・続・通・信 第53号



相続手続支援センター 令和4年夏号

HP も是非ご覧ください！

相続手続 長野

検索

↑「相続手続」「長野」で検索！



◆長野駅前店

〒380-0921

長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

◆松本駅前店

〒390-0816

松本市中条 1 番 14 号

☎ : 0120-97-3713

◆飯田店

〒395-0152

飯田市育良町 2-14-2 アグーゼ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)



出張無料相談会

のお知らせ



暑い日も多くなり、みなさま熱中症対策は万全でしょうか？
夏に向けて体力をつけていきましょう！

さて、相続手続支援センターでは昨年未開催の出張無料相談会について
多くの皆様にご好評いただきましたので、この夏も実施を決定しました。

普段なかなか外出が難しい方、ご家族皆さままで相談をしたい方等、
是非この機会をご利用ください。

相続手続支援センターの相談員が自宅等へご訪問をさせていただきます。

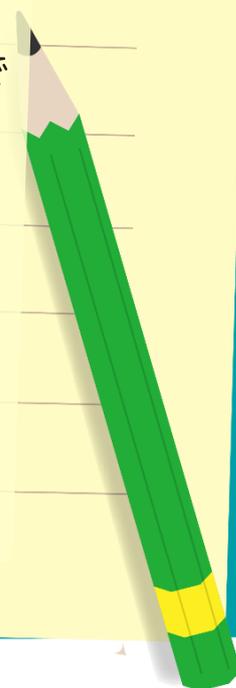
ご来社でのご相談も可能です。また、ご相談は**無料**ですが、

予約制となっておりますのでご希望の方は各店舗へお申し込みください。



次のようなお悩みのある方は是非ご相談ください！

- ✓ 相続発生後に親族が揉めるのを避けたい。
- ✓ 以前遺言書を作成したが財産内容が変化しているので見直しをしてもらいたい。
- ✓ 認知症になり、自分で財産管理等出来なくなった時の事を考えると不安だ。
- ✓ 相続対策をしたいと考えているが何から手を付けて良いか分からない。
- ✓ 家族で相続について話し合いたいが切り出すのが難しい。
- ✓ エンディングノートの書き方を教えて欲しい。





こんな時、どうしたらいいの？

～債務があるかわからないとき～



亡くなったご家族と家計を分けている場合、本人の資産は勿論、「借金があるかないかわからない」という場合があります。そんな時でも一般的な借金であれば、確認する方法があります。



…どこから借金をしたか調べる方法…

どこから借金をしたか、いくら借金が残っているかは、次の**信用情報機関**で調べることができます。信用情報機関には、個人の登録している銀行やカード会社、消費者金融などの借り入れ状況や返済状況が登録されています。また、借金の相手先により、調査をする信用情報機関が異なります。全く見当もつかない場合は、それぞれの信用情報機関へ情報開示請求を行うことができます。なお、調査の対象が亡くなった方の場合は、相続人が情報開示請求を行えます。

信用情報機関		
CIC (株)シー・アイ・シー	JICC (株)日本信用情報機構	JBA (一社)全国銀行協会
各信用情報機関への主な加盟会社の種類		
百貨店・専門店会・流通系クレジット会社/銀行系・家電メーカー系・自動車メーカー系クレジット会社など	消費者金融会社、流通系・銀行系・メーカー系クレジット会社、信販会社、金融機関、保証会社、リース会社など	国内で活動する銀行、銀行持株会社など

請求できる方

法定相続人等（配偶者、子、親、祖父母、孫、兄弟など）

必要なもの

- ①信用情報開示申込書（各機関 HP にてダウンロードできます）
- ②手数料(定額小為替もしくはクレジットカード決済)
- ③本人確認書類
- ④相続関係を証する戸籍謄本等
- ⑤本人死亡の確認のできる戸籍(除籍)謄本等



※各機関ホームページに、加盟会社の一覧がございます。
また、請求の要件が機関により若干異なりますので、詳細は機関別にご確認ください。

相続する？放棄する？

債務も含め、亡くなった方の財産内容がわからない場合や、相続するか相続を放棄するか決めかねている場合には、家庭裁判所にて「**相続の承認又は放棄の期間の伸長**」を申し立てることもできます。相続人は原則、相続の開始があったことを知った時から**3か月以内**に**財産を相続するか放棄するかを決める必要があります**。そのため、この伸長の申し立ては相続財産や債務が多岐にわたるなどして財産調査に時間を要することが明らかなとき、相続開始を知った時から3か月以内に、伸長を希望する相続人それぞれが家庭裁判所に申立を行う手続きです。



記事作成
松本駅前店 深沢 香織
飯田店 藤木 茜

